

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 2 年 12 月 18 日（金） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・有田副委員長・大草委員・田村委員・長尾委員・
重村委員・南野委員・早川委員・上田委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・岡本主査
8. 協議事項
12 月定例会本会議（12 月 11 日）から付託された事件（議案 13 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 11 時 00 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 2 年 12 月 18 日

文教産業常任委員長	重 廣 正 美
記 録 調 整 者	岡 本 功 次

重廣委員長 皆さんおはようございます。本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、本委員会に付託されました議案 13 件について審査を行います。お諮りします。効率的な議事進行のため、委員会での議案審査の順序は付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。

それでは、はじめに、議案第 2 号「令和 2 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

小林経済観光部長 皆さんおはようございます。それでは、「長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）」の補足説明をさせていただきます。補正予算書 56 から 57 ページの「第 1 款 温泉費」「第 1 項 温泉事業費」「第 1 目 一般管理費」の「一般管理費」につきましては、予算説明資料 6 ページで掲載しておりますとおりであり、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

大草委員 おはようございます。これは湯本温泉の事業で消費税等の修正申告ということになりますけれども、今後の対応策についてはどういうふうにお考えですか。

岡田観光政策課長 修正申告ということになって、大変申し訳なかったと思っております。今後のことにつきましては、ここの委員会の議決をいただき、本会議で予算案を認めていただいたのち、ただちに税務署のほうへ申告をして当日納付と。年内 28 日までに納付という手続きを取る予定でございます。

重村委員 おはようございます。11 月 20 日でしたかね、この 12 月定例会が始まる前にも全員協議会の中で説明を受けましたので、ある程度は把握しているつもりですけれども、1 点お伺いしたいのは、国からの補助金等を 1 回、一般会

計で収納して、それを湯本温泉特別会計にという形で今回こういう、ミスと云いますか、生じたというふうに理解していますけど、こういう事務の取り扱いというのは、特別異例なことでは僕はなかったんじゃないかなというふうに思うんですよ。というのが、そういう負担金を特別会計に頂いて、それで事務事業、今回で言えば配湯タンクとか、そういうところの事業にした経緯の中で起きた消費税の取り扱いミスということであろうと思うんですけど、一番、全員協議会のときの資料にも今後職員の研修等もきちんとして、今後こういうミスがないようにということで徹底されるということが書いてありますけれども、なぜこういう、どちらかと言うと私は簡易なミスというふうに理解しているんですけど、特別会計だからこういうことが起きたのかどうか、そのあたり少し詳しく見解を聞かせていただいたらというふうに思います。

岡田観光政策課長 今回、この修正申告を行った補助金という諸々の部分でございまして、1点訂正をさせていただくと、一般会計から繰り入れたというわけではなくて、湯本温泉特別会計のほうに直接補助金として入ってきた部分でございまして。これはちょっと言い分けになってはいけないんですけど、まず特別会計自体にいきなり補助金が入ってくるということは、ちょっと異例であったというところではございまして。それともう1つ、その中でも職員が担当として若干気を付けなければいけなかったのは、同じように消費税を申告する部署もございまして。上下水道局、ここについては消費税事業者というところではございまして、実態は本来はそういう補助金を、そこも消費税の部分の事務もやりますので、本来横の連携をしておくべきであったと。やっぱり、ある意味通常の業務というよりは異例であったので、そこでもう一歩ひと手間考えて、消費税の申告が必要ではなかったのかというところ、同じような水道の部局と連携を取るべきだったというようなところで、申し訳なかったというふうに考えているところでございまして。

重村委員 これで最後にしますけど、やはり地方自治体が犯したミスとしては、どちらかと言うとやはり地方自治体というのは納税を推進すると言いますか、そういう立ち位置で業務をしなくちゃいけない。そして市民に対して喚起を促す立場に私はあるというふうに思います。事務事業の中でやはり事務処理をする中で、そのあたりというのは今課長の答弁にあったように、特異なケースであれば、やっぱり企業会計をしている水道局に聞いてみたり、横の連携も必要でしょうし、なくちゃいけなかったのではないかなというふうに私は思います。これは副市長にぜひ最終的には答弁をいただきたいんですけど、やはり地方自治体としてこういうことがあると、市民からすると、極端に言うとプロでもこういうことをしているんだというような私は認識に立つ市民もいらっしゃると思うんですよ。副市長の見解としては今回の事案をどう捉え、これからどう戒

めていくのか、これを聞かせていただいて終わりにしたいと思います。

大谷副市長 ご指名でございますので、私からお答えを申し上げたいと思います。今委員ご指摘のように、今回の事案が地方自治体の行政事務を預かる者としてあってはならない事案だったと思います。特に、先ほど課長が申し上げたとおり、特別会計、これがどういうものか、一般会計と違いまして、委員もこの湯本温泉特会については先の委員会でもいろいろご指摘をいただいたところでございます。こういった特別会計を維持するというのが、あの当時は一般会計、直営にすべきではないかというご意見もいただきました。そういったことも踏まえて、やはり特別会計を預かる職員が企業会計並みの、いわゆる民間事業者並みの意識を常に持っておかなきゃいけない。こういったことが今回あからさまになったと言いますか、やはりそのへんの大事な部分を職員が見落としたという点については、深く反省しなくてはいけないと思っております。今後この湯本特会を維持していかななくてはいけない、私もこの場で申し上げました。そういったことを、今回のこの消費税の一件を踏まえて、現にこれを職員一同念頭に入れて、この特会を担当する人間はずっとこれを持つわけではありません。人事異動で動くこともございます。そういった意味で市役所職員一同が今回の事案について深く肝に銘じ、今後こういうことが起こらないように、市民に対して納税意識を喚起しなければいけない立場の者として肝に銘じていかなければいけないというふうに考えております。

重廣委員長 ほかにございませんか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 11 号「長門市くじら資料館条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 別添の議案参考資料 21 ページに、改正の趣旨、改正の内容等を記載しており、また 22 から 24 ページには新旧対照表で改正箇所をお示ししているとおりであり、特に、補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

早川委員 このくじら資料館というのは、所管替えしてすぐにこの時期に、この指定管理ができる制度にという条例を提案されたという理由は、どうなんでしょう。

岡田観光政策課長 委員ご案内のとおり、所管替えといいますか、観光政策課のほうにくじら資料館を現在、所管をすることになっておりまして、文化振興

と、それと人との交流をもっと求めるというところで、キーワードでの観光政策課の所管というふうに理解をしているところでございます。そうした中であっても、観光についても大事ではございますけど、会計としましては市の人口減少が想定される中、行政ニーズの多様化とか職員の削減などもありまして、加えて業務のアウトソーシングの推進、公共施設の適正管理の計画策定など市の行政運営の在り方の検討を続けているという背景もございまして、そういう観光振興とは別の、並行した形でそういう背景があったということでご理解をいただきたいというふうに思います。

早川委員 この条例、今回議決されたらいつ例えば指定管理の募集というか、できるようになるのでしょうか。

岡田観光政策課長 時期については、はっきりとは想定をしていないところでございます。ただし、技術的には条例改正が認められてからですけど、可能性としてなんですが、来年以降、管理の在り方についての選択肢が増えるということは間違いのないということでございます。

重廣委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 12 号「長門市村田清風記念館条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 別添の議案参考資料 25 ページに、改正の趣旨、改正の内容等を記載しており、また 26 から 29 ページには新旧対照表で改正箇所をお示ししているとおりであり、特に、補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

早川委員 この村田清風記念館は、入館者数がどんどん減ってきているんですけども、議案概要のほうに民間事業者の活力やノウハウを活用することは今後というような書き方をされているんですけども、ここに関して、ここもそうですし、くじら資料館もそうなんですけども、どういうふうに民間事業者の活力やノウハウを活用しようと思って、こういう書き方をされているのでしょうか。

岡田観光政策課長 今回の条例は、ご案内のとおり市の公共施設の適正な管理において、いずれの管理のかたちも取れるよう、取る場合でも速やかに対応できるようにする条例改正というところが前提の部分なんですけど、今委員ご質

疑の、仮定としての話になると思います。そういうところで民間のノウハウを活用する点はどこかというご質問については、交流人口を増やす。本市の交流人口を増やすための施設の展示の企画のところ、企画や動きについて、民間のノウハウを利用していききたいし、また、予算に関しての柔軟な執行というところについても行政と比べても柔軟な執行による効率的な管理の手法というところについても活用していくというのが期待できるのかなとは思っています。あくまでも仮の話、一般的にでございます。

重廣委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 20 号「青海島高山オートキャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 別添の議案参考資料 53 ページに、参考事項をお付けしておりますので、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 21 号「伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 同じく別添の議案参考資料 54 から 55 ページに、参考事項をお付けしておりますので、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

重廣委員長 次に、議案第 22 号「津黄龍宮の潮吹交流施設の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 別添の議案参考資料 56 ページに参考事項をお付けしており

ますので、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 お尋ねをさせてもらいます。ここの指定管理については、期間が 5 年ということで今回なっております。こういった交流拠点の指定管理なんかというのは、3 年ということが多いかと思います。施設によって、のちほども出てきますけど 1 年とか 3 年とか 5 年とか出てきますけれども、今回この参考資料を見させていただくと交流拠点施設にしては 5 年というのは、今回長い指定期間を指定するんだなというちょっと感覚がありますので、5 年というのを指定した経緯、そこにどういった狙いがあるのかをお尋ねします。

岡田観光政策課長 津黄龍宮の潮吹交流施設の指定管理の関係者と当然、すぐ指定管理期間が切れるという中でいろいろとご協議をさせていただくところでございます。当然この地区については、非常に交通等の渋滞もシーズンによっては起きてますし、地元にも迷惑をかかっている中で、この交流施設については何とかこの渋滞が起きながらも、しかし、しっかりと地元にも経済的な効果も見らる中で、それを地元としても一体となって協議会がやっていらっしゃいますので、この部分を 3 年のスパンというよりは、ある程度長い部分で運用していきたい、収入というか経済的な部分もしっかりと地元に落ちていきたいという部分。それと協議会の関係者、やはり少し高齢化等の懸念もありますから、ある程度長いスパンを担保して世代交代というか、協議会の中の部分もしていただきたいなということもありましたので、ちょっと期間は長いですがけれども、その中での担い手の部分も確保するための期間がいるのではないかとこのところで、ご協議をした中で 5 年というところになったところでございます。

重村委員 大変よくわかりました。次の質疑はですね、この議案で聞いていいものかどうなのかというものは、委員長もし良くないと思えば止めていただければと思います。ここの施設というのは、本当に地元の方たちが頑張っていたいて観光資源を最大限、おもてなしの心とそして地元の活性化という着目点から頑張っていたいているからこそそのことですけども、以前ですね、会計上、この協議会に入ってくる駐車料金であったりとか、直販所の売り上げであったりとかいう数字がかなり高いところになって、これは、指定管理の条例の中には当然謳ってないですけども、関係地元自治会に迷惑料というようなかたちで、志というかたちで数万円を配ったとかですね。あと、長門市の会計のほうにもご寄附をされたとか、まあ、そういう、これは議会ですからあんまり噂程度でしゃべってもいけないのかもしれないかもしれませんが、そういうこともされた協議会と。それが私は悪いと言っているんじゃないですよ。ここらあたりを行政としてはどのように捉えているのか。例えばそこらあたりというのは、きち

んと数字を決めるべきなのか。例えば、自治会からすれば去年は 5 万円をくれちゃったけど、今年は 5 万円くれんねと、いうようなことも起こるわけです。指定管理を出している自治体としては、私はこれはきちんと説明がつくように、私は地方自治体ももっていないと、私はいけないというふうに考えているんですよ。ここらあたりの見解といいますか、そこらあたりを聞かせていただいたらと思います。

市川文化・国際交流班主査 委員ご指摘のとおり、関係自治会さんのほうにそういった迷惑料といいますか、そういうのを配られたのは事実でございます。今回、次の指定管理を検討するにあたって、そのあたりもいろいろ精査しました。これに関しましては、地元自治会さんは本来配るお金ではないのかなというところがありまして、迷惑料を支出として出すことが適切かどうかというところから議論をさせていただきました。今回、地元から収支計画とかがあがってきた中には、次の 5 年間にはそれが入っておりません、今のところ。ただ、関係自治会さんとかにいろいろ迷惑、渋滞とかかかるので、そこに関しましては市のほうから交通整理とか、ウェブカメラを設置するとか、そういった代替案で緩和することによって、本来関係自治会さんのほうにはそういった迷惑がかからないようにしていくことが大事なんじゃないですかということで今お話をさせていただいておるところでございます。それから、寄附のことにしましては、寄附ですから、善意でいただくものでございますので、我々のほうからくださいというわけにもいきませんし、幾らくれというわけにも当然いきませんので、あくまでも地元協議会さんのほうから善意で寄附をいただいているといった現状でございますので、我々のほうからそこに関してどうこうということは言える立場ではないというふうに捉えておるところでございます。

岡田観光政策課長 補足といたしまして、しっかりと、今担当のほうも言っておりますけども、協議会の中身、当然、我々も趣旨及び報告等を受けていく中で、そぐわない部分と言いますか、なじまない部分についてはしっかりと意見を交わし、また、そこらあたりについては話し合っていくというルールづくりというところは、これからも続けてまいるところでございます。

重村委員 私は 1 点気にかかるのが、特に駐車場なんかの指定管理を出す場合というのは、指定管理の受け手となる間とですね、きちんと規約的に決まって、例えば管理運営をしていく部分をある程度の指定した金額以上に駐車料金が入ったら、それは市のほうに納めてもらうよというような条例が謳ってある指定管理場所も確かありますよね、ありますよね。だから、そことの整合性というのは私は市側がきちんともってないとおかしいんじゃないですかと。例えば、湯本温泉の駐車場でもね、すごくたくさん駐車料金が入ったと思った以上に、そしたら、確か条例を謳っているのは、規定以上に入った場合は、それは

市の歳入として入れてもらいますよということが謳ってある、確か。だから、そこらあたりでこの津黄の、あそこで確か駐車料金が一番多いときで 7,000 万円くらいやったかな、そういう数字があるんですけど、だからそこらあたりほかの駐車場の指定管理を受けた人から見ると、おかしいんじゃないということに私は繋がりがかねないと。その見解をちょっと聞きたかったんですよ、本当は。

小林経済観光部長 お尋ねですので、私のほうからお答えさせていただきます。この施設というのが、交流館、駐車場だけじゃなくて駐車場も 2 か所ございます。交流館として事務所、交流スペース、トイレ、そして交流広場も含めた管理をお願いしているところでございますので、先ほどありました地元配分するとか、そういったものは環境整備であるとか、人役に対してしっかり正当な金額をお支払いするとか、そういったふうなきちんとした会計整理をすべきかなというふうに思っておりますし、想定以上の売り上げがあるときには 20% を超えるときには幾ら、幾ら市のほうに返してというところもございますので、そのあたりも協定の中でしっかりとルールづくりを、先ほど担当も申しましたが、しっかりと公明な会計になるように気を付けてまいりたいと思っております。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 23 号「長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 別添の議案参考資料 57 から 58 ページに、参考事項をお付けしておりますので、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 24 号「ながと総合体育館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 別添の議案参考資料 59 から 60 ページに、参考事項をお付

けしておりますので、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 03 —

— 再開 10 : 04 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 5 号「長門市木育推進拠点施設条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 別添の議案参考資料 1 から 2 ページに、趣旨、施設の概要等を記載しておりますので、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 おはようございます。お聞き取りがしにくいかもしれませんがお許してください。この木育推進事業については、平成 29 年の 12 月議会で一般質問をさせていただきました。その当時は中央から来られた木村部長もいらっしやって、いろいろと論議をさせていただいた覚えもあります。あれから、その当時私は 4 万人という入館者数、いわゆる KPI の数字について、これは根拠がないんじゃないか、希望的数字じゃないのかということ。あるいは、なぜ指定管理にしないのか、指定管理にするべきではないのか。3 番目に、この団体の「人と木」さんですけども、団体との間に結ぼうとしていた協定書というものは特定の団体を優遇するものではないのか、こういう点を問題点として申し上げた覚えがあります。それはそれで、議会の判断だとすれば、このままいこうという形でありましたので、それはそれで良いんですけども、それから 2 年経って今回指定管理に戻すという形になりました。その点について、執行部の総括というものをお聞かせいただきたいと思います。

坂野農林水産課長 おはようございます。それでは田村委員のご質疑にお答えさせていただきます。今回提出させていただきました、長門市木育推進拠点施設条例、今の段階で案でございます。これは、これまで仙崎地区交流拠点施設

センザキッチンの中のテナントの一つとしての取り扱いのもとに行っておりまして、長門おもちゃ美術館について、その設置目的を明確にしておもちゃ美術館を公の施設として位置付けるものでございます。条例案の第 12 条でございしますが、「市長が必要であると認めるときは、地方自治法第 244 条第 3 項の規定により指定するもの、指定管理者に施設の管理を行わせることができる」としております。委員が言われます方針転換とは、この部分のご指摘だと考えています。これまで長門おもちゃ美術館の管理運営につきましては、設置当初から市と NPO 法人「人と木」とが木育の推進に関する協定書を締結いたしまして、更にその実施方針に基づき公設民営、公民連携の手法により、センザキッチンの指定管理者であるながと物産合同会社の使用許可を得まして、これまで施設の入館料等を基本的な財源といたしまして、管理運営者の創意工夫や経営努力によりまして運営が行われてきたところでございます。経営状況が開館 1 年目、オープン需要がありまして 4 万人という当初の計画をクリアいたしまして順調でございましたが、2 年目、3 年目となりましたら、昨年度末から現在に至りましては、ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けてまして厳しい運営を余儀なくされておる状況でございます。今後におきましても全国的な新しい生活様式が実践される中で、繁忙期におきましても入館者を制限せざるを得ないことから、当初の経営計画である 4 万人の入館者数を基本とする運営は非常に厳しいものであると考えているところでございます。長門おもちゃ美術館の設置につきましては、平成 29 年 7 月、本市は今後の林業・木材産業の振興に関する基本方針となります「林業・木材産業振興大綱」を策定し、その目指す方向の一つに木育の推進を掲げ、条例案第 1 条にも明記しておりますが、林業・木材産業の成長産業化及び子育て世代に選ばれるまちの実現を目的として、木育を核とした取組を推進し、広く教育や文化に及ぶ、住民福祉の向上に資する拠点施設として設置したという経緯がございします。この施設ですが、単体の事業や施策とは違っておりまして、林業・木材産業の振興という、本市では過去になかった分野に着目した政策が強く打ち出され、その実現に向けて重要な役割を担う施設でございします。幅広い世代や家族層などにアプローチできることで、政策の対象となる人口の裾野を広げ、その導入口ともなります。集客という面では、センザキッチンとの相乗効果も期待できるところでございしますが、条例案第 1 条に明示していますように、やはり、施設の目的、性質は大きく異なり、直接的な収益よりは多方面にわたる様々な波及効果を期待する施設であると考えております。6 月定例会におきまして、前年度の協定書に基づき、前年度の管理運営経費の不足を補う補正予算案を提出し、議会のご承認いただきました。市の政策実現に向けて、市が設置いたしました施設の運営手法として、今のあり方が適当なのか、補正予算案を出した瞬間に管理運営者のコ

ロナと対峙しながら懸命に頑張ってきた努力は認められず、一般的に批判に変わってしまったような残念なこともございます。今後先々、施設は存続していくものであります。設置者として市はそれでいいのかという思いも抱いたところでございます。社会全体がコロナ禍に喘ぎ、先行きが見通せない中、今一度、施設の設置目的、特性を踏まえまして、政策実現に向けて前進していくために、議会に承認をいただいた予算の範囲内で、市にとりましても管理運営者にとりましても、木育に触れる市民の皆様をはじめ、来館いただきますお客様にとっても、誰もが良くなる施設運営のあり方を再考し、方針転換を可能とすべきとの考えのもとに今12月定例会に本議案を提出するに至ったところでございます。長門おもちゃ美術館を公の施設として位置付ける本条例案を承認いただいた場合、その管理運営は市の直営か委託、または指定管理のいずれかの手法を取ることとなります。仮に指定管理とした場合、「管理運営者が安心してしまい、今より取組状況が悪くなるのでは」と懸念される方もいらっしゃると思いますが、そのあたりは今後市が示します仕様書において業務の範囲を明確にし、それに対する希望者からの提案を受けまして、優れた者に対し施設の管理運営を任せることとなりますので、その際、単に施設の管理運営に止まることなく、この施設を拠点といたしまして、その設置目的に対応した様々な事業をこれまで以上に主体的に展開していただくなど、今まで以上に、民間ならではのアイデアと常に高いポテンシャルを発揮され、木育の推進について総合的かつ効果的に取り組むことを求めていくこととしております。

田村委員 この館の、おもちゃ美術館の数字とかいろいろコロナ禍で大変苦労されている。そういうのは分かっているんですけども、この2年間、私は行政に指摘をしておりました。特定の団体を甘やかしてはいけないと。このおもちゃ美術館が成立するときから、もう特定の団体を優遇し特定の団体を勢いづけるようなことを盛んにやられてきた。これは私は非常に不公平だと思いますよ。一番の不公平というのは協定書です。経営が、収入が減ったら、市が応援しましょうと。そういうことは書いていないけども、そういうことがあからさまに分かるような内容であった。こういうことはやってはいけない。きちんと指定管理なら指定管理としてきちんと管理すべきだ。今後、この施設が、市の施設として指定管理の対象になる。そうするとこれからこれを運営する団体が公募する、あるいは指定するというかたちになるときに、決して不公平があってはならない。特定の団体を優遇するようなことがあってはならない。私は今回のこのおもちゃ美術館のいきさつを思うに、やはりもっと慎重にやるべきだと思っております。そのあたり、今後の指定管理の進め方についてどういうふうにお考えなのかお尋ねして私の質問を終わります。

坂野農林水産課長 9月定例会でも一般質問を受けまして、今回条例案を出した

というのは、やはり指定管理という手法を踏まえての考えではあります。当然、指定管理に出す場合は、業務を市が求める、市が要求する業務の範囲というのを明確にしまして、あとそれに対する経費の上限というか、そのものを示した上で希望者の方からそれに対する提案を受けるわけなんですけれども、しっかりそのあたりは厳しくと言いますか、より民間の力が発揮されるような提案であるものに対して、例えば複数出た場合にはしっかり審査をさせていただきますし、複数出ない場合でもやはり市が、指定管理というのはある意味、市と指定管理者との距離が開くというか、完全にそちらの主導でやるような形になりますので、最初の協定、基本協定から年度協定というものをしっかり詰めさせていただいて指定管理の期間、しっかりその機能が果たされ効果が出るように、そういう契約を締結、協定を締結してまいりたいと考えております。

重廣委員長 答弁ありがとうございます。ただ今の答弁、質疑に対して少し分かりづらかった面がございますので、今副市長がおられますので、副市長のほうから答弁をいただけたらと思うのですが。

大谷副市長 ご指名でございますので、私からお答えを申し上げたいと存じます。ただ今委員がおっしゃったように、指定管理者制度を今回の条例案は導入し得るものとする内容でございます。もしこの指定管理者制度の導入に踏み切るということになった場合は、この指定管理者制度の場合、重要となるのは仕様書でございます。当然、市として公平な目で、公明正大にこの指定管理者制度が導入できるよう仕様書にしっかり書き込み、今回のこういう条例案を提出するに至った、先ほど課長が縷々申し上げましたけれども、その経緯をしっかりと踏まえ、市民の皆様がこの木育拠点施設が、おもちゃ美術館が本当に市民の大切な財産として、公の施設として機能し得るよう私どものほうでしっかりその仕様書をチェックし、それぞれの団体に、応募してこられる団体に対して、また複数、先ほど課長が申し上げたように応募された団体に対しては公明正大な観点で審査をさせていただくということをお約束申し上げたいと思います。

田村委員 言い忘れましたけどもう 1 点。私は新しいこの指定管理者、おそらく今までどおりの団体がおやりになるだろうという、これは想定できますけど、それはそれでいいんですけども、私が一番気にしているのは東京おもちゃ美術館との兼ね合い。この関係が果たして正常な関係なのか、私は少しいびつな関係になっているんじゃないかという。証拠がないから何も言えませんが、通常見ている限りではやっぱりきちんとそこは目を光らせて見ていただく必要があるんじゃないかと思います。これについて、どうお考えかをお尋ねいたします。

小林経済観光部長 委員ご指摘のとおり、東京おもちゃ美術館、全国のおもちゃ美術館、由利本荘にもあります。それぞれのおもちゃ美術館が、それぞれの

館の特性を生かした取り組みをされております。それぞれが連携しながら木育の推進拠点であったり、そういったものについて取り組むことはやぶさかではないと思いますので、そういった、先ほど副市長も申しましたとおり、仕様書の中でこの施設の指定管理をお願いすることを明確にする。そしてこれまでの経緯をしっかりと説明して、応募団体に対してはプレゼンをしていただいて、こちらが公平に判断をしていくと、そうお約束をさせていただきたいと思います。

重村委員 私の質問は、対局からされますけど簡単な質疑です。第4条、条例のですね。休館日は次に掲げる日とするということで、夏と言いますか、基本は木曜日、3月においては水曜日、このあたりというのは指定しているのは何か意図があつてのことだと思いますけど、どういう理由からかを。

永尾林業振興班主査 ただ今長門おもちゃ美術館を運営している休館日と開館日に合わせて基本、今回の条例をつくっております。1年目は木曜日だけの休館日を1年間通したんですけど、1年目を経過したあと、運営者と協議をする中で閑散期と言いますか、11月から3月にかけて入館者数がかなり少なくなると。平日のですね。その中で運営を今後継続していく中でどうしていこうかという中で、冬季の寒い時期に入館者が減る間は水曜日も休みにしようということで話し合いをする中で、水曜日、木曜日と休みを付けた経緯があります。それを条例の方では現状の状況を反映しております。あくまでこれは、休館日は条例では指定をしていますが、臨時休館、臨時の開館等できるようになっていますので、今後はもし指定管理を受ける団体がありましたら市と協議の中で、指定管理者が想定する休館日、開館日を市と協議しながら設けるようになるかと考えております。

重村委員 よく分かりました。私の読み込みが足りなくて、水・木と閑散期は休むと。それで提案説明にも来年の4月から公の施設として、ですから田村委員が言われた指定管理という手法を取られるかもしれないし、委託かもしれないし、市の職員が直営在駐するということもあるかもしれない。私はその4条の2番です。暮れの29日から来年の1月3日までを閉館すると。指定管理者等の手法になった場合は、今担当からも話があつてそこは協議しますよということですけど、他の公の施設、観光というところから着目すれば、市議会からも一般質問等出て、開けようと。例えばみすゞ記念館とか。で、この条例というのはあくまでも市の直営ということもあるのかもしれないけど、あくまで何を視野にと言ったら指定管理であったりとか委託。その民間の力をあの施設に注いで、今の解決できていないところをやっぱり民間の力を借りたいということであれば、私はいろいろ教育施設とかいろんな観点もあるのかもしれないけど、私は観光の施設であるという着目点は絶対忘れてはいけないと思うんですよ。たぶん正月で今はコロナ禍の中だからちょっと難しいかもしれないけど、これ

が開ければ当然、道の駅なんかというのは当然来場者は多いはずですよ。ふるさとに帰省したときに東京おもちゃ美術館と姉妹の立派な館があると。行ってみたいということは大いにあると思うんですよ。それをこの条例の中で、確かに公の施設だから公務納め、公務始めという概念にとらわれるのかもしれないけど、ほかの施設を見たときに実際に観光という視点がある施設はそうになっているんだから、私はここで規定しちゃうというのはどうなのかなと思うんですけど、その見解を。

小林経済観光部長 私のほうからお答えさせていただきます。第4条(1)、(2)、(3)で、いったん指定はされておりますけど、2項のほうを見ていただきますと、「臨時に休館日を定め、また休館日に開館することができる」と。この規定を設けている狙いは、そういった今この条例でいくと直営もオーケーだし、業務委託もオーケーだし、指定管理も良いような条例ということになっておりますので、そこは指定管理者との協議の中でこの2項を採用するのかどうか、年末年始をどうするのかというのは協議になるということが可能な条例というふうに体裁を整えさせていただいておるところでございます。

早川委員 先ほど副市長のほうから市民の財産であり、公の施設だからということで、私は教育の立場からというか、木育のほうからお聞きしたいんですけども、ここずっとおもちゃ美術館に関して、うちも娘がいますので、小学校の。娘とイベントとかに参加させていただいて、良いイベントなんですけども、あまりに市内の方の参加が少ないように感じるんですよ。個人的な、数値的にはあるかもしれないんですけど、見た目、体感的に。今回この議案が出たときに、入館料と開館時間、これって市内の子どもたちが使える時間ではないんですよ。行ける時間ではないんですよ。例えば土日は交流人口とか、地域外の方が使われる、観光客の方が使われる。平日はもう4時、学校から帰ったりとか保育園から帰ったりとかするともう開いていない。これだったら、このおもちゃ美術館自体が、この施設自体が市民の方がなかなか使いづらい、今施設になっているんじゃないかと思うんですよ。それに関してどういうお考えか聞かせていただきたいんですけど。

永尾林業振興班主査 委員ご指摘のとおり、市民に利用していただくのが一番大切な役目だと私も感じております。現在利用者につきましては、今年度におきましてはだいたい約、全体でいきますと5%、人数でいきますと1,000人となっております。これは市外の利用者が非常に多いというのが、市内の人口が少ないというのもあるんですけど、そのへんもあるんですが、やはり本当、市内の利用者を今後増やしていくような取り組みを、今後新しく指定管理をする場合は運営者と協議しながら、そのへんはしっかりしていただけるように仕様書のほうを含めて目標を持って取り組んでいただけたらと思っております。

開館時間の 4 時までというところなんですけど、これにつきましては、当初施設を開館するにあたって、東京おもちゃ美術館も含めて、どういう形で運営していくかというのを協議して開館時間を決める中で決まったことなんですけど、その理由といたしましては、やっぱりここは親子で遊ぶ、親も子どもも一緒に遊ぶ施設なので、夜遅くまでおもちゃ美術館とか外であまりいるべきではないと。できれば夕方遅い時間は家族の家庭の時間をしっかり取ってもらいたいと、そういう趣旨もありまして開館時間を決めているという経緯もございます。

早川委員 長門市においては共働きと言うか、お母さんも、両親が働く家族というか家庭が多いので、だいたい昼間に子どもを連れて施設を利用するというのがなかなか難しい。おじいちゃんおばあちゃんも、元気なおじいちゃんおばあちゃんも長門市においては働いていらっしゃるんで、どうかこの仕様書等でも、市内の子どもたち、おじいちゃんおばあちゃん、お母さんお父さんたち皆が使えるような時間帯等、例えば夜でも、夏の夜だったら何曜日に、1 週間のうち 1 回、2 回はこの時間帯は開けていますという形でやるとか、いろいろ市のほうも公の施設にするのであれば市民が使い勝手が良いような、市民に使ってもらえるような前提で仕様書なりを考えて、指定管理者を選定というか、それなりの基準を求めていただきたいと思います。

坂野農林水産課長 今、早川委員ご指摘いただきましたが、そのあたりは本当におっしゃるとおりだと思いますので、指定管理に出すことになればしっかりそういう部分については仕様書に盛り込むなり、先方との協議を行ってまいりたいと思います。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 19 号「長門市水産多目的集会所の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 別添の議案参考資料 52 ページに、参考事項をお付けしておりますので、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よ

って、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 10 時 50 分からとします。

— 休憩 10 : 36 —

— 再開 10 : 50 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 13 号「長門市下水道条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

宗村上下水道局長 13 号議案に対する補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 14 号「長門市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

宗村上下水道局長 14 号議案に対する補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 52 —

— 再開 10 : 52 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第 26 号「長門市俵山公民館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中谷教育部長 議案第 26 号について補足説明を申し上げます。俵山公民館につきましては、平成 20 年 10 月から指定管理者制度を導入し、俵山地区発展促進協議会が管理運営を行っておりますが、この指定管理期間が令和 3 年 3 月末で満了となりますことから、令和 3 年 4 月から 3 年間引き続き俵山地区発展促進協議会を指定管理者として指定を行うものでございます。なお、詳細につきましては、議案参考資料 63 ページに記載しておりますとおりです。

重廣委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 1 点だけ見解をお聞きしたいと思います。参考資料の中に指定管理者選定の経緯というところで、こういった施設、公民館の管理運営を任せる指定管理者というのは、なかなか団体が 3 つも 4 つもあがってきてプレゼンをしてもらうということはなかなかあり得ないだろうと。また、指定管理期間を見て次もお願いしたいということで、公募によらず指定管理者候補者の選定を行ったということになっています。それで、次の指定期間というのは 13 年目になるわけですね。令和 3 年度からとなると。となると、この指定管理者がいい悪いというのから別の視点で、やはり指定管理者を出す側としてずっと同じ団体が受けるということの弊害という側面も私は何か見解を持っておかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですよ。そこらあたり、よりよく運営してもらってるからお願いする、それは議会としても議員としてもよくわかりますし、そうだろうというふうに認識しますが、その裏として弊害はどういったものがあると行政サイドから持たれているのか、その見解をお尋ねしたいと思います。

福田生涯学習・文化財課長 今、長年続いているということで弊害というところのお尋ねですが、俵山の公民館の指定管理につきましては、過去の検証を行っております。いろいろ検証していく中で素晴らしいいろんな取り組みをされております。その結果として 29 年度ですか、地方自治法施行令の 70 周年記念総務大臣賞を受賞されたりですね、地域の取り組みにも工夫を凝らしておられることから山口県の公民館報のコンクールとかですね、そちらのほうも優良賞とか優秀賞、かなり受賞されておられますし、全国の館報の優秀賞も受賞もされているということで、また、ラグビーワールドカップのときも素晴らしいおもてなしをされておられるということで、どんどん素晴らしい取り組みをされているということで、今指定管理のほうを出しておりますが、長年になってくると形骸化というところはあるかもしれないというところは思っているところでございます。

重村委員 ここの指定管理、この議案に関わらず、どの指定管理者でも公募によらずといった指定管理に全部なるのかもしれませんが、例えばこういった

公民館で指定管理に出す、そしたら指定管理者が、ここでいうと俵山発展促進協議会が雇用した方たちが公民館長、主事という形の業務体系になるわけですね。そうするとその給与がどうなのか、昇給が。この同じ指定管理料の中でその給与がどうなのかとか。あとは、1回雇用すれば指定管理者も何か理由がない限りずっと働いてもらう、主事をしてもらおうと思えばね。職場的には全く変わらないというような弊害も出てくるわけですね。そこにはモチベーションがどうなのかとかですね。これは指定管理者が考えるべきなのかもしれませんが、これはご提案というような形になりますが、例えば仙崎公民館と1週間主事の入替えをして、例えばお互いの指定管理者としてやってるわけですから、例えば行政サイドからそういうモチベーションを上げるためにとか、今後の民営による公民館の運営のあり方とかいうのも、出す側としては提案をするとかいうことが私はあってもいいんじゃないかなろうかという持論があるわけですよ。これは持論です。そこらあたりの見解だけ確認して終わりたいと思います。

福田生涯学習・文化財課長 今委員さんがおっしゃったとおりですね、指定管理をやっているのは俵山公民館と仙崎公民館ということで2つの公民館になっております。お互いにいろんな情報交換とかを行いながら、お互いが良くなるような形で進めていくようにしていけたらと思っております。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。